計画作成年度	令和３年度 （変更）令和５年度
計　画　主　体	岩手県一関市

一関市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　一関市農林部林政推進課
所　在　地　一関市竹山町７番２号
電話番号　　０１９１－２１－８４３８・８４３６
ＦＡＸ番号　０１９１－２１－４２２１
メールアドレス　rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

目　　次

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域・・・・・・・・・・・・・P1
２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針・・・・・・P1
（１）被害の現状（令和２年度）
（２）被害の傾向
（３）被害の軽減目標
（４）従来講じてきた被害防止対策
（５）今後の取組方針

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
（１）対象鳥獣の捕獲体制
（２）その他捕獲体制に関する取組
（３）対象鳥獣の捕獲計画
・捕獲計画数等の設定の考え方
・捕獲等の取組内容
・ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
（４）許可権限移譲事項

４．防護柵の設置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
（１）侵入防止柵の整備計画
（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・P9

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は
生じるおそれがある場合の対処に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・P10
（１）関係機関等の役割
（２）緊急時の連絡体制

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・P10

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等
その有効な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法
（２）処理加工施設の取組
（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

９．被害防止施策の実施体制に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
（１）被害防止対策協議会に関する事項
（２）関係機関に関する事項
（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項
（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・P12

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類(※)、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和３年度～令和５年度
対象地域	岩手県一関市

※サギ類･･･アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アマサギ、ゴイサギ

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和２年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
カラス スズメ ヒヨドリ サギ類 カルガモ	水稲 麦類 果樹（りんご等） 飼料作物（デントコーン等） 野菜 淡水魚（アユ、ヤマメ等） いも類 豆類	被害面積　52.62ha 被害金額　4,156,000円
カワウ	淡水魚（アユ、ヤマメ等）	被害面積　0ha 被害金額　0円
キツネ タヌキ ハクビシン アナグマ アライグマ	水稲 野菜（いちご、ミニトマト等） 雑穀 果樹（りんご等） 豆類（だいず等） 麦類	被害面積　7.69ha 被害金額　2,249,900円
ニホンジカ カモシカ	水稲 雑穀 飼料作物 野菜（えだまめ等） 果樹（りんご等） 豆類（だいず等） 花き いも類	被害面積　39.43ha 被害金額　11,053,000円

イノシシ	水稲 野菜 いも類（じゃがいも、さといも等） 飼料作物	被害面積　2.76ha 被害金額　2,370,000円
ツキノワグマ	水稲 果樹（りんご、ぶどう等） 飼料作物（デントコーン等）	被害面積　0.4ha 被害金額　407,000円

（２）被害の傾向

○カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ

市内全域で農作物被害や生活環境に係る被害が発生している。農作物被害は、水稲直播き時、田植え後の踏み荒らし、農作物収穫前の被害が多く、稲、野菜（とうもろこし等）及び果樹（りんご等）の食害が発生している。また、生活環境被害として、カラスの糞尿による建物等の汚損被害が発生している。サギ類による淡水魚（アユ、ヤマメ、ウグイ、イワナ、カジカ等）への被害も発生している。

○カワウ

県内では、カワウの生息数の急増や生息域の拡大により、アユやヤマメ等の内水面魚類が多大な被害にあっている。

市内では、アユ等の生息域においてカワウが確認されており、被害発生のおそれがある。

○キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ

市内全域で野菜や果樹への被害が発生している。特に、ハクビシンによる被害が大きく、野菜（いちご、ミニトマト）のビニールハウス内に侵入しての食害、果樹（りんご等）の食害、さらには人家等の屋根裏に棲みつき、糞尿で建物を汚損する被害が発生している。

○ニホンジカ、カモシカ

水稲の食害、果樹や林業の苗木の芽の食害及び果樹被害など多数発生している。

ニホンジカ、カモシカともに、市内全域において被害が発生している。

○イノシシ

平成17年ごろから、一関地域の西部を中心に目撃情報が寄せられていたが、現在は生息域の拡大により、市内全域で目撃されている。

被害については、一関地域の西部を中心に発生しており、水田の圃場や畦畔等の掘り起こし、水稲やいも類の食害など、多岐にわたっている。

○ツキノワグマ

一関地域や大東地域において、果樹（りんご、ブルーベリー等）、野菜（とうもろこし等）や飼料作物（デントコーン等）の食害が多数発生している。また、民家付近や通学路などにも頻繁に出没しており、平成27年には１件、平成29年には２件の人身被害が発生している。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値	目標値（令和５年度）
カラス スズメ ヒヨドリ サギ類 カルガモ	被害面積　52.62ha 被害金額　4,156,000円	被害面積　42.09ha 被害金額　3,324,800円
カワウ	被害面積　0ha 被害金額　0円	被害面積　0ha 被害金額　0円
キツネ タヌキ ハクビシン アナグマ アライグマ	被害面積　7.69ha 被害金額　2,249,000円	被害面積　6.15ha 被害金額　1,799,200円
ニホンジカ カモシカ	被害面積　39.43ha 被害金額　11,053,000円	被害面積　31.54ha 被害金額　8,842,400円
イノシシ	被害面積　2.76ha 被害金額　2,370,000円	被害面積　2.2ha 被害金額　1,896,000円
ツキノワグマ	被害面積　0.4ha 被害金額　407,000円	被害面積　0.32ha 被害金額　325,600円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　題
捕獲等に関する取組	○　西磐猟友会及び東磐猟友会に有害鳥獣の捕獲を依頼し、銃器及びわなによる捕獲を行っている。 ○　有害鳥獣の捕獲活動に対し、猟友会へ捕獲謝礼等を支払っている。 ○　有害鳥獣捕獲応援隊制度を導入し、狩猟免許を持たない市民が補助的な活動に参加できる体制を作るなど、地域ぐ	○　鳥類に関しては、毎年、定期的に銃器やわなによる捕獲を実施しているが、銃器を使用できない市街地でのカラスの糞による建物等の汚損被害が発生している。 ○　ニホンジカについては、捕獲数が増加しているものの、個体数の増加や生息域の拡大が早く、農作物被害軽減までには至っていない。 ○　イノシシについては、近年、個体数の増加や生息域の拡大により被害

	るみでの捕獲の取組を推進している。	も拡大しており、有害捕獲を実施しているものの、被害を軽減するまでには至っていない。 旧捕獲計画数（150頭）に対する過去３年の平均捕獲実績（89頭）は、約６割となっている。
防護柵の設置等に関する取組	○　農地周辺への電気柵の設置	○　電気柵については、効果はあるものの、集落単位での電気柵の設置について合意を得られず、一部分のみの設置となる場合があり、全域の被害軽減までには至っていない。

（５）今後の取組方針

○　対象鳥獣について、銃器やわなによる捕獲を実施するとともに、捕獲体制の強化を図る。
○　鳥類については、被害が集中する春、秋を中心に銃器及びわなによる捕獲を強化する。
○　獣類については、くくりわな及び箱わなの設置台数増加や一度に大量捕獲が見込める囲いわなの設置による捕獲の強化を図るとともに、電気柵等の防護柵設置を推進し、農作物被害防止に努める。
○　狩猟免許取得者を増やす働きかけをするとともに、貸出しわなを増やし捕獲体制の充実を図る。
○　住民に対し、有害鳥獣捕獲応援隊制度による捕獲活動への補助的参加や、多面的機能支払交付金等を活用した緩衝帯の整備などの地域ぐるみによる鳥獣被害対策が講じられるよう、啓発活動を強化する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

○　西磐猟友会会長又は東磐猟友会会長の推薦を受けた者を捕獲実施者として依頼し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。 ○　対象鳥獣を緊急に捕獲しなければならない場合については、市長が任命した一関市鳥獣被害対策実施隊員が捕獲に従事する。 ○　ハクビシンについては、県の鳥獣保護管理事業計画及び一関市有害鳥獣捕獲等事務処理要領に基づき捕獲が許可された者（わな免許を保有しない者を含む）に対して、箱わなを貸出し、捕獲を推進する。

（２）その他捕獲に関する取組

年　度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	箱わなの貸出 狩猟免許取得者の育成・確保
令和４年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	箱わなの貸出 狩猟免許取得者の育成・確保
令和５年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	箱わなの貸出 狩猟免許取得者の育成・確保

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の有害捕獲の許可件数及び捕獲実績に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
カラス	5,000 羽	5,000 羽	5,000 羽
スズメ	2,000 羽	2,000 羽	2,000 羽
ヒヨドリ	1,100 羽	1,100 羽	1,100 羽
サギ類	1,100 羽	1,100 羽	1,100 羽
カルガモ	1,100 羽	1,100 羽	1,100 羽
カワウ	200 羽	200 羽	200 羽
キツネ	300 匹	300 匹	300 匹
タヌキ	400 匹	400 匹	400 匹
ハクビシン	2,000 匹	2,000 匹	2,000 匹
アナグマ	100 匹	100 匹	100 匹
アライグマ	40 匹	40 匹	40 匹
ニホンジカ	850 頭	850 頭	850 頭
イノシシ	300 頭	300 頭	300 頭
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
○　鳥類については、住宅密集地を除く地域において、関係機関と連携しながら、春、秋を中心に銃器及びわなによる捕獲を実施するとともに、被害の増減に応じた捕獲体制の変更など対策を講じる。（わなによる捕獲はカラスのみに限る） ○　キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ及びアライグマについては、市全域の被害箇所において、箱わなを用いて通年で捕獲する。 ○　ニホンジカについては、被害地周辺の森林等において、被害を及ぼすと思われる個体を銃器及びくくりわなにより捕獲する。 ○　イノシシについては、被害地周辺の森林等において、被害を及ぼすと思われる個体を銃器、くくりわな及び箱わなにより捕獲する。 ○　ニホンジカ及びイノシシについては、有害鳥獣捕獲応援隊の設置により地域ぐるみの捕獲活動の取組を推進する。 ○　ツキノワグマについては被害箇所の状況により銃器及び箱わなにより捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
○　ライフル銃による捕獲等を実施する必要性 ・侵入防止柵の設置、わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にもニホンジカ及びイノシシによる被害は拡大傾向にある。 ・当地域の農作物被害は、中山間地域で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。 ・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。 ＜参考（Ｒ３.4.1時点）＞ 一関市鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲協力員　239名 うちライフル銃所持者　123名 ○　取組内容 ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃及びわなによる捕獲 捕獲予定時期：４月～３月 捕獲予定箇所：市内全域 ・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃及び箱わなによる捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
一関市全域	アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アマサギ

4．防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	電気柵　25,000m	電気柵　25,000m	電気柵　60,000m

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	侵入防止柵設置区域内に存する団体が、柵周辺の草刈り及び保守点検を実施する。	侵入防止柵設置区域内に存する団体が、柵周辺の草刈り及び保守点検を実施する。	侵入防止柵設置区域内に存する団体が、柵周辺の草刈り及び保守点検を実施する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年　度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	・被害防止対策協議会の開催 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施
令和４年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	・被害防止対策協議会の開催 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施
令和５年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	・被害防止対策協議会の開催 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 ・地域ぐるみの環境整備や侵入防止柵設置等の取組の推進 ・一関市有害鳥獣捕獲応援隊制度による地域ぐるみの捕獲体制づくりの推進

地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進計画

取組団体数	令和５年度
	175団体

一関市有害鳥獣捕獲応援隊制度の推進計画

有害鳥獣捕獲応援隊隊員認定者数	令和５年度
	170人

6．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手県	関係機関との連絡調整、捕獲許可
一関市	関係機関との連絡調整、注意喚起、実施隊へ捕獲依頼、捕獲許可
一関警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
千厩警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
西磐猟友会	対象鳥獣の捕獲
東磐猟友会	対象鳥獣の捕獲
一関市鳥獣被害対策実施隊	緊急を要する対象鳥獣の捕獲

（2）緊急時の連絡体制

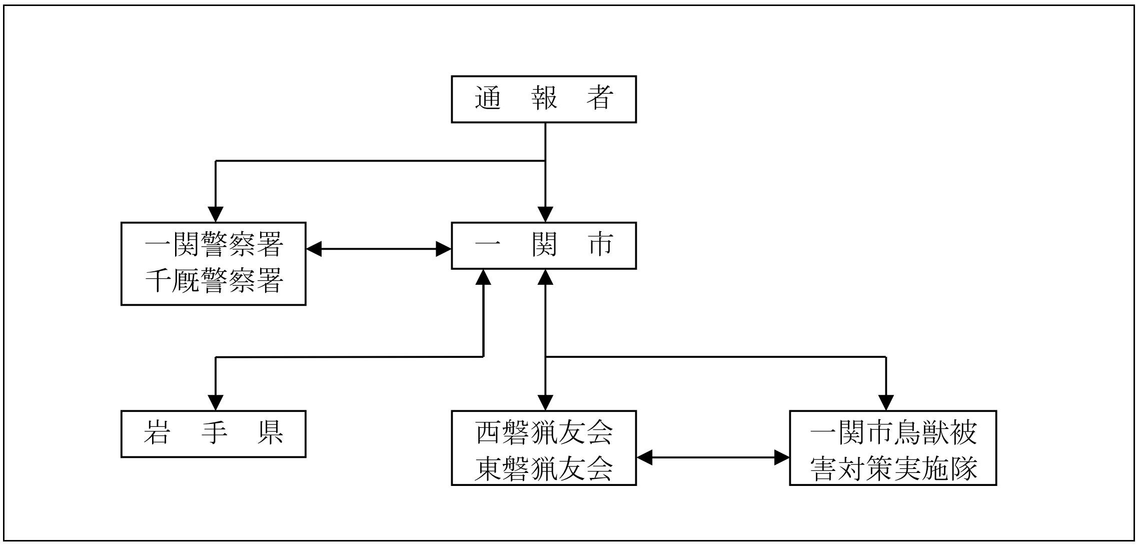

7．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、適正に処理する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

<table>
<tr><td>食品</td><td rowspan="4">野生鳥獣肉の放射性物質検査において、食品中の放射性物質の基準値（100ベクレル/kg）を超過したことにより、岩手県全域を対象にシカ肉（平成24年７月26日付）、クマ肉（平成24年10月22日付）及びヤマドリ肉（平成24年10月22日付）については、国から出荷制限がされている。
現在も出荷制限が解除されていないため、現時点において食品等としての利用は検討していない。</td></tr>
<tr><td>ペットフード</td></tr>
<tr><td>皮革</td></tr>
<tr><td>その他
（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）</td></tr>
</table>

（２）処理加工施設の取組

出荷制限が解除されていないため、現時点において処理加工施設の取組は検討していない。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

出荷制限が解除されていないため、現時点において捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組は検討していない。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	一関市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役　　割
一関市	協議会事務局、協議会に関する連絡・調整
一関市農業委員会	鳥獣被害防止対策の意見提言
西磐猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
東磐猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
いわて平泉農業協同組合	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
岩手県農業共済組合 磐井地域センター	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関地方森林組合	林産物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関農林振興センター	有害鳥獣対策等における指導、助言
一関保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等における指導、助言
一関農業改良普及センター	有害鳥獣防除の技術的指導
鳥獣保護巡視員協議会一関支部	野生動物保護視点における意見提言

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　割
一関警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
千厩警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

西磐猟友会会長又は東磐猟友会会長から推薦を受け、市長が適任と判断した者を、市の鳥獣被害対策実施隊員に任命し、対象鳥獣を緊急に捕獲しなければならない場合、対応にあたる。

本実施隊員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第９条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置付ける。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟免許所持者の確保のため、新たに第一種銃猟免許及び猟銃の所持許可または、わな猟免許の取得に係る必要となる経費を一関市が補助するほかに、研修会、講習会や広報活動を展開し、捕獲体制の強化と担い手育成を図る。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項